

意見書(案)

台湾の世界保健機関(WHO)への加盟を求める意見書(案)

台湾は、本県にとって観光・貿易の重要なパートナーである。観光においては、平成30年の本県への外国人旅行者25万2千人のうち約54%を台湾からの旅行者で占めており、経済的には平成27年から県内企業と現地バイヤーとの商談会が実施される等のつながりがある。また、東日本大震災が発生した際には、台湾から医療資材をはじめとした多数の支援物資が迅速に提供されるなど深い絆がある。

人々の往来が増加する中、感染症の拡大を防止するためには、世界的な公衆衛生危機対応の強化が不可欠であり、防疫に係る地理的空白を生じさせることがあってはならない。今般の新型コロナウイルス感染症の世界的流行において、その封じ込めに最も成功している地域の1つが台湾であることは言を待たない。

台湾は、平成21年以降8年連続でWHO年次総会へオブザーバーで参加し、保健衛生分野において国際貢献してきたにもかかわらず、平成29年より参加が叶わない状況となっている。日本・米国等国際的な働きかけによって、今回の新型コロナウイルス感染症流行の中、専門家会合への参加は認められたが、オブザーバーでの参加は認められず不合理な状況である。

WHO憲章は、「人権、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的な人権のひとつ」と掲げており、台湾がいかなる政権であっても、保健衛生分野の豊富な知見・経験を持つ台湾の参加を妨げてはならない。

よって、国においては、台湾のWHOへの加盟を支持し必要な支援のため、下記事項に取り組まれるよう、強く要望する。

記

台湾のWHOへの加盟実現に向け、米国はじめ台湾の参加支持を表明している関係各国と連携し、新規加盟国について承認する権限を有しているテドロス事務局長はじめWHO事務局への働きかけを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
外務大臣
厚生労働大臣
あて

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和2年4月30日

提出者 山形県議会議会運営委員長 加賀 正和